

議案第3号

勝山市職員の服務の宣誓に関する条例等の一部改正について

勝山市職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和3年6月8日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

行政手続における押印原則の見直し及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整備するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

(勝山市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 勝山市職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和29年勝山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「県費負担教職員については、勝山市教育委員会」を「(勝山市立学校教職員については、勝山市教育委員会。以下同じ。)」に改める。

第3条中「外職員」を「ほか、職員」に改める。

別記を別紙のように改める。

(勝山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 勝山市固定資産評価審査委員会条例(昭和29年勝山市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「各2通」を「2通」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項」に改める。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第12条第1項中「前3条」を「第7条から第9条まで」に改める。

(勝山市手数料条例の一部改正)

第3条 勝山市手数料条例（平成12年勝山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第4条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項」に改める。

（勝山市消防手数料条例の一部改正）

第4条 勝山市手数料条例（平成12年勝山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「納付方法」を「還付」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別 記

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

別 記

教 育 公 務 員 宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

別 記

消 防 職 員 宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行にあたることを固く誓います。

年 月 日

氏 名